

契約内容

掛金

月500円で、夏期一時金、年末一時金より3,000円を差し引きます。

共済対象となる人と住宅

1 死亡弔慰金

- ◆契約者（組合員）
- ◆契約者の配偶者（内縁も含む）
- ◆契約者の子ども（妊娠7ヶ月以上の死産を含む）

「子ども」とは、契約者の

- ①実子 ②養子
- ③養子縁組はしていないが、事実上親子同然の事情にある子（継子）
- ④上記①②③の配偶者

- ◆契約者の親

「親」とは、

- ①実父母
- ②養父母（実父母がいる場合でも同様）
- ③継父母（ // ）

*結婚等による新たな登録は、総合・火災・団体生命原票兼異動届に記入し提出してください。

2 住宅災害見舞金

- ◆対象となる住居は、原則として自家・借家を問わず現に住居している所ですが、次の場合は契約者の選択によって、いずれかを登録して下さい。

■勤務の都合で自家以外に住居しているとき

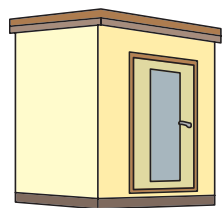
■独身で自家以外に住居しているとき

*共済金は登録した物件のみが給付対象となります。

*対象物件の変更は、総合・火災・団体生命原票兼異動届に記入し提出してください。

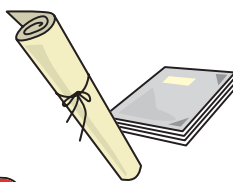


◆次のものは、住宅・家財に含まれません。



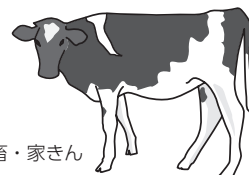
■門・塀・別棟の物置・納屋・その他付属建物

■稿本・設計図・図案・ひな型・鋳物・模型・証書・帳簿



■自動車

■通貨・有価証券・印紙・切手・貴金属・宝石・絵画・骨董品・彫刻物・その他美術品



■家畜・家さん

